

## 平成 27 年度高知県店舗魅力向上事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号）第 24 条の規定に基づき、平成 27 年度高知県店舗魅力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

### (補助目的)

第 2 条 県は、近年の人口減少及び消費者ニーズの多様化により、県内商業が大変厳しい状況に置かれていることから、各店舗の魅力を向上させる取組を積極的に支援することにより、地域生活者の利便性の確保を図るとともに、地域商業の活性化及び商業機能や商店街の維持・発展につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等：次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街振興組合の区域
  - イ 相当数の小売商業が集積している地域又は都市機能が相当数集積している地域
  - ウ 知事が特に必要があると認める商業機能のある地域
- (2) 民間事業者：事業を営む個人又は法人
- (3) 商工団体：商工会、商工会議所、商店街振興組合等
- (4) 商業振興計画：商工団体が作成する商店街等の地域を対象とした地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展に資する計画

### (補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、店舗の集客及び収益の増加につながる、店舗の魅力向上に資する取組（以下「経営革新」という。）で、地域生活者の利便性、地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展につながる事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助対象者)

第 5 条 商店街等における民間事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 商店街等に立地する店舗で、同一店舗において、おおむね 5 年以上事業を営ん

でいるもの

- (2) 高知県内に本社・本店を有するもの。
- (3) 大規模小売店舗でないもの（店舗が立地する市町村が、補助対象として必要であると認める場合であって、市町村長の推薦書があるものを除く。）
- (4) 県外に本社又は本店を有するフランチャイズ店でないもの
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないもの
- (6) 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの
- (7) 商工会、商工会議所等の支援機関のアドバイスを受け入れ、所在する地域の商業振興計画を基に、経営革新のための事業を実施するもの
- (8) 県が実施する経営指導を受け入れるもの

（補助事業の業種）

第6条 補助事業の業種は、小売業、飲食業又はサービス業であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 昼間営業をするものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号及び第8号を除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第7条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第9条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、知事が別に定める高知県店舗魅力向上事業審査会設置要領に基づく審査を実施し、審査会の意見を踏まえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
  - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
  - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
  - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
  - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
  - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
  - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
  - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
  - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更の申請）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更（補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに 20 パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第 12 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、第 9 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 4 号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の 4 月 10 日までに提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金額の確定)

第 15 条 知事は、第 13 条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付

決定の内容（第 10 条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第 16 条 知事は、前条の規定により補助金の額を決定した後、補助金を支払うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- （1） 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2） 第 9 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- （3） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （4） この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- （5） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（情報の開示）

第 18 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 12 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。